

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正について

平成 16 年 10 月
国 土 交 通 省

1. 目的及び背景

船舶安全法第6条の2の規定に基づく認定事業場制度は、船舶に関する物件のうち国土交通省令で定める物件の製造工事等に必要な一定の施設及び設備を有しており、かつ、人員、自主検査制度及び行程管理等が一定の基準を満たす事業場について国土交通大臣が認定し、当該認定を受けた事業場で製造等される船舶又は物件については、製造工事等に関する国の検査を省略する制度(以下「製造事業場の認定制度」といいます。)です。

また、同法第6条の3の規定に基づく認定事業場制度は、製造事業場の認定制度と同様、国土交通大臣の認定を受けた事業場で整備される船舶又は物件については、当該整備を受けた日から30日以内に行われる国の検査を省略する制度(以下「整備事業場の認定制度」といいます。)です。

今般、行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)等により、国が行う船舶検査については、事業場認定制度等の活用により、民間能力を一層活用することが求められていることを踏まえ、事業場認定制度の対象物件を拡充することにより、船舶検査における民間能力を一層活用することを検討しています。

2. 改正の概要

- (1) 製造事業場の認定制度の対象となる物件として、ガスタービン、弾性継手等14物件を追加することを検討しています。

(追加予定物件)

船尾骨材、舵、舵頭材、舵心材、船舶用材料、ガスタービン、ウォータージェット推進装置、弾性継手、弁、ゴムホース、弾性体のゴムエレメント、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、バラストポンプ

- (2) 整備事業場の認定制度の対象となる物件として、ガスタービンを追加することを検討しています。

- (3) 上記(1)及び(2)の物件を追加することに伴い当該物件の製造工事等に必要な設備及び人員等に関する認定基準を定めることを検討しています。

3. スケジュール(予定)

公布日:平成16年11月末日

施行日:平成17年1月1日